

素材等検知業務請負契約書（案）

1 業務名、物件番号、請負予定数量、請負予定金額、業務場所

業務名	物件番号	業務内容	請負予定数量 (m ³)	単価 (円)	請負予定金 (円)	業務場所
素材等検知 業務請負	第1号 物件	毎木検知	7,100			高知県安芸市伊尾木 641番地1 【伊尾木土場】
		層積検知	5,100			
		小計	12,200			
		消費税及び地方消費税の額				
		合計				

2 業務期間

自 令和 年 月 日
至 令和9年3月31日

3 業務内容

契約条項及び素材等検知業務請負仕様書のとおり

4 契約保証金

免除

5 特約事項

- (1) 本請負契約は単価契約とし、請負代金の確定については、作業工程ごとの確定数量（検査数量）に請負単価を乗じて算出した額とする。
なお、消費税相当額は、作業工程ごとの確定金額の合計（円未満切捨て）に消費税の税率を乗じたものとし、円未満の端数は切捨てるものとする。
- (2) 暴力団排除に関する特約事項を付するものとする。

上記の業務について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 高知県安芸市川北乙1773番地6
分任支出負担行為官
安芸森林管理署長 石原敬史 印

請負者 住所
氏名

印

契 約 条 項

(総 則)

第1条 請負者は、素材等検知業務請負仕様書（以下「仕様書」という。）等に基づき、誠実にこれを実施しなければならない。

2 請負者は、仕様書に明示されていない事項、又はこの契約の履行に疑義があるときは、発注者又は発注者の指定する監督職員の指示に従うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 請負者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。

(一括及び一部委任又は一括及び一部下請負の禁止)

第3条 請負者は、検知業務請負を他に委託させ、又は請負わせてはならない。

(検知業務従事者の資格等)

第4条 検知業務従事者は、発注者の定める資格要件を備えている者でなければならない。

2 請負者は、発注者の定める様式に基づき、本契約締結後、検知業務請負に従事する者について速やかに発注者に届け出なければならない。

3 請負者は、前項により届け出た者を変更したときは、直ちに発注者に変更届を提出しなければならない。

(業務等の変更又は中止)

第5条 発注者は、必要がある場合には検知業務請負の内容を変更し、又は一時中止の措置をとることができるものとする。

(期限の延長)

第6条 請負者は、その責に帰すことのできない事由により、仕様書に定める期限までに請負業務を完了することができないときは、期限満了前に発注者に対して、その理由を付して期限の延長に係る承認を求めることができる。

2 発注者は、前項の理由が正当であると認められるときは、期限の延長を承認することができる。

3 請負者は、請負者の責に帰すべき事由により、仕様書に定める期限までに請負業務を完了することができないときは、期限満了前に発注者に対して、その理由を付して期限の延長に係る承認の申請をしなければならない。

4 発注者は、前項の理由がやむを得ないものと認められるときは、期限の延長を承認し、その旨、請負者に通知しなければならない。

(完了届等の提出及び確認)

第7条 請負者は、検知業務請負が完了したときは、発注者の指定する期日までに、発注者の定める完了届その他契約履行に関して必要な帳票等を発注者に提出しなければならない。

2 発注者又は発注者が指定する職員（以下、「職員」という。）は、請負者から前項に定める完了届を受理したときは、関係書類に基づき、検知業務請負の結果について確認しなければならない。

(検査)

第8条 検査は、発注者の定める方法によるものとする。

2 請負者は、職員が行う検査に際し、その指示に協力しなければならない。

3 請負者は、検査に合格しないときは、発注者の指示に基づき、指定期間内にこれを手直して更に検査を受けなければならない。

(臨機の措置)

第9条 請負者は、火災等の災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、請負者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かななければならない。

ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、請負者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督職員は、火災等の災害防止その他事業の実行上特に必要があると認めるときは、請負者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 請負者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、請負者が請負金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(検知業務請負代金の計算方法)

第10条 検知業務請負代金は、発注者が確認した数量に、作業種毎の単価を乗じて決定するものとする。

- 2 作業種毎の単価は、頭書の予定数量に増減があっても変更は行わないものとする。
- 3 請負者は、頭書の予定数量に増減が生じた場合の異議等を一切申し立てることができないものとする。

(検知業務請負代金の支払)

第11条 請負者は、第10条第1項により確定した検知業務請負代金を所定の手続きによって発注者に請求するものとする。

ただし、請求は、月1回を越えてすることはできないものとする。

- 2 発注者は、前項の請求書を受理した日から30日以内に、請負者に支払わなければならない。
- 3 発注者が前項の期限までに検知業務請負代金を支払わないとき（天災その他不可抗力による場合を除く）は、期限満了の日の翌日から支払当日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として請負者に支払うものとする。
ただし、100円未満の端数は切捨て、総額100円未満の場合は支払を要しないものとする。

(発注者の契約解除権)

第12条 発注者は、次の各号の一に該当すると認めるときは、契約を解除することができる。この場合、請負者は、請負予定金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。

- (1) 請負者の責に帰すべき事由により、第6条に規定する期限内に完了する見込みがないと認められたとき
 - (2) 請負者に不正行為があったと認められたとき
 - (3) 請負者の契約違反によって契約の目的を達することができないとき
 - (4) 請負者が資格要件を欠くに至ったとき
- 2 発注者は、前項各号により契約を解除した場合において、検知業務完了の林産物があるときは、当該部分に対する請負代金を請負者に支払うものとする。

(履行遅滞の違約金)

第13条 発注者は、第6条第4項の規定により期限の延長を承認したときは、請負者は、違約金として当初の履行期限の翌日から検査完了の日までの日数に応じ、確定検査請負代金に対し国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第2項本文に規定する財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を発注者に支払うものとする。

(損害賠償義務)

第14条 請負者は、検知業務請負において故意又は過失により発注者の所有に属する施設又は林産物等に毀損等の損害を与えた場合は、その損害額を賠償しなければならない。

ただし、善良な管理者の注意を怠らなかった場合はこの限りでない。

- 2 請負者又は検知業務従事者の行った検知において、請負者又は検知従事者の故意又は過失により国に損害を与えた場合は、請負者はその損害額を賠償しなければならない。
- 3 前各項の損害額は、発注者の算定により決定するものとする。

(債権債務の相殺)

第15条 この契約に基づき、請負者が納付すべき違約金及び損害賠償金は、発注者が支払う金額と相殺することができる。

(使用器具の認定)

第16条 請負者が使用する計測用具は、発注者の認定を受けたのち、使用しなければならない。

(報告義務)

第17条 請負者は、発注者が検知業務請負に関して報告を求めたときは、異議なくこれを応諾しなければならない。

(労働安全衛生)

第18条 請負者は、検知業務請負の実施にあたって、労働安全衛生に関する諸法令及び諸通知に示す指導事項を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第19条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じて発注者、請負者双方が協議して定めるものとする。

(紛争の解決)

第20条 この契約書に関して、発注者、請負者間に紛争が生じたときは、第三者の斡旋により速やかに解決するものとする。

- 2 前項に定める第三者については、発注者、請負者双方が協議して選定するものとする。

素材等検知業務請負仕様書

1 検知等業務従事者

- (1) 請負者は、素材の検知業務に関する2年以上の経験及び検知業務に関する技術を持つと認められる者を配置するものとする。
- (2) 発注者が必要と認めた場合は、前項の規定に関わらず、検知業務に従事できるものとする。
- (3) 発注者が不相当であると認めたときは、検知等業務従事者の交替を請負者に請求することができるものとする。

2 素材検知（毎木検知）

毎木検知は、次により行うものとする。

- (1) 長級及び径級の計測は、日本農林規格の規定によるものとする。
- (2) 品等格付は、日本農林規格の規定に基づく等級区分を踏まえて実施するものとする。
なお、造林木スギ及び造林木ヒノキの品等格付は、別紙により行うものとする。
- (3) 計測及び品等格付等の表示は次により行うものとする。
 - ア 長級の表示
極積した委託物品に明示するものとする。
 - イ 径級の表示
委託物品の末口に計測結果を記入するものとする（日本農林規格による中の素材以上。）。
ただし、原木自動選別機により計測した場合は、この限りでない。
 - ウ 品等の表示
委託物品の末口に任意の方法により記入するものとする。
ただし、同一の品等で構成される極の場合にあっては、極積した委託物品への明示により、これを省略できるものとする。
- (4) 以下の素材については、次により本数検知を行うことができるものとする。
 - ア 適用する銘柄等
樹材種：造林木スギ、造林木ヒノキ
長 級：2 m、3 m、4 m
径 級：8 cm以上12cm以下（末口径）
 - イ 1本あたりの平均径級
本数検知に適用する1本あたりの平均径級は、10cmとする。
 - ウ 測定の方法
長級別の本数を測定の上、材積を算出するものとする。

3 素材検知（層積検知）

層積検知は、次により行うものとする。

- (1) 測定の方法
極積（巻立）又はトラック荷姿により、長級、横（幅）及び高さを測定する。高さは2点以上の平均を単位未満切捨てにより算出する。
- (2) 層積の計算方法
層積は、長級、横（幅）及び平均高を乗じて算出し、単位以下4位を四捨五入して3位止めとする。
- (3) 実材積の計算方法
実材積は、層積に実材積換算率を乗じて算出し、単位以下4位を四捨五入して3位止めとする。
- (4) 計測の表示は省略することができるものとする。

4 計測器具等の品質及び規格

請負者は、発注者の指定する計測器具を使用するほか、原木自動選別機を使用できるものとする。

5 素材検知野帳等

請負者は、計測、樹種別区分及び品等の区分格付等の結果を野帳に記録しておくとともに、桎毎に作成した野帳を基に、発注者が指定する素材検知野帳（電子ファイル）にデータを入力し、原則、電子媒体にて提出するものとする。

6 国有林野、国の施設及び管理地等の使用

- (1) 請負者は、該当物件において、発注者が検知業務請負の実施のため必要と認めた別紙位置図に掲げる国有林野、国の施設及び管理地等（以下「国の施設等」という。）を無料で使用することができるものとする。
- (2) 請負者は、該当物件における国の施設等を善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。
- (3) 請負者は、該当物件における国の施設等のうち、発注者の指定するものについては、発注者を受取人とする火災保険を付さなければならない。
- (4) 請負者は、故意又は過失により、該当物件における国の施設等を滅失、若しくははき損したときは、請負者の負担において現状に復し、又は発注者の認定する金額を損害賠償として、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。
- (5) 国の施設等の使用期間は、契約書頭書に明示した業務期間と同一とする。ただし、使用期間を延長する必要があるときは書面をもって発注者の承認を得なければならない。
- (6) 使用上の条件
 - ア 請負者は、国の施設等の使用期間中、目的以外の用途にこれを使用し、又は転貸してはならない。
 - イ 請負者は、使用期間中において発注者若しくは発注者の認めた職員が国の施設等の管理・保全上、必要な事項を調査するためにその中に立入ること、業務の必要上、通行若しくは利用することを拒み、妨げ若しくは調査事項に対する報告を怠ってはならない。
 - ウ 請負者は、建物等施設の原状を変更してはならない。
ただし、発注者の承認を受けたときは、この限りでない。
 - エ 国の施設等の使用に係る電気料、水道料及び通信料等は、請負者の負担とする。
 - オ 請負者は、引渡し、返還及び管理に要する経費並びに使用期間中の修理費を負担するものとする。
- (7) 損害の負担は、本仕様書6（4）の規定によるものとする。
ただし、天災不可抗力等による事由であって、請負者が善良な管理者の注意を怠らなかったと認められるときは、この限りでない。

7 素材等検知の期限

請負者は、素材等検知を発注者の指定する場所において、発注者又は発注者の指定する監督職員の指示により、速やかに行うものとする。

8 林産物の管理及び発着荷の確認等

- (1) 請負者は、業務場所へ搬入された林産物を適正に管理するほか、着荷（現物受入）及び発荷（現物引渡）の確認及び記録等を行うものとする。
- (2) 請負者は、林産物の適正な管理及びその他作業に際して、材質の低下が起こらないよう努めるものとする。
- (3) 請負者は、桎毎に作成した野帳を基に、当該林産物に係る状況を整理する帳票を作成するものとし、監督職員等から提示又は提出を求められたときは、これに応じなければならない。
- (4) 請負者は、当該林産物の売買契約に係る国庫金納付の確認をもって、当該林産物の発荷（現物引渡）及び以後の作業に着手することができるものとする。
- (5) 請負者は、発注者又は発注者の指定する監督職員の指示があったときは、巻立完了前であっても、当該素材等の検知結果を提出するものとする。

9 その他

この仕様書に示されていない事項については、発注者又は発注者の指定する監督職員の指示に従うとともに特約事項について履行するものとする。

(別 紙)

造林木スギ及び造林木ヒノキにおける品等の格付

長級区分	径級区分	品等	品質基準
2.8m上	14cm上 (中の素材及び大の素材)	直	・品質が用材として利用する基準を満たすものであって、曲がりのない通直な素材
		小曲	・品質が用材として利用する基準を満たすものであって、曲がりが10%以下の素材
		曲	・品質が用材として利用する基準を満たすものであって、曲がりが20%以下の素材
		等外	・品質に著しい欠点がみられるが用材として利用する基準を満たす素材又は曲がりが20%以上の素材
1.8m上	8cm～13cm (小の素材)	込	・品質が用材として利用する基準を満たす素材
1.8m～ 2.6m	14cm上 (中の素材及び大の素材)		

層積検知における実材積換算率

樹種	長級 (m)	換算率	混入率
低質材 N	2.0	0.587	1.000
	3.0	0.562	1.000
	4.0	0.523	1.000

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合

は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

